今後のごみ・資源の収集形態のあり方について 答申

平成18年12月

世田谷区清掃・リサイクル審議会

目 次

第1章	(はじめ	こに	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	現場	さと	これ	ょ	で(の耳	文組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	世田	谷	区を	取	りき	巻く	、社	会	経	斉'	情勢	势と	: 謂	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2章	1	検討σ)視	点・	•			•	•	•	•			•	•	•	•					•		•	•			•		3
第3章		今後σ	こご	み・	資	源(の収	又集	形	態	Ξ.	つし	17	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	1	収集	[形]	態に	.関	す	る逞	蛏択	肢	の打	是	示と	1 潅	辞	会	0	提	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	2	収集	€の:	場所	ic.	つし	/17	(•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	3	分別	リ の	区分	に	つし	17	.	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	4	負担																												
	5	いす	"h	の手	法	をi	尊 ク	くす	る	場行	合	もま	Ļ 通	ĺΙ	て	留	意	す	べ	き!	事」	頁	•	•	•	•	•	•	•	8
第4章		今後σ)進	め方	il=	つ(ハて			•	•			•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	10
										:∕æ		પ્રાપ્ત		<i>u</i> =																
										資		料		編	İ															
	1	審諱	養経	過																										
		■諮問				•		•	•	•																			•	13
	I	審諱	疑経:	過•	•	•		•	•	•																				15
	I	■委員	名	簿•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	ı	■今後	もの	ごみ	•	資》	原の	収	集	形態	態(のま	5 9	力	ik	つ	ſ,	7	(中	間	ま	لح	X.) t	既	要	版	•	•	17
		■中間																												
		■中間							-																					
		■今後																												
	I	■答申	∃ (,	原案	()	にう	付す	つる	区	民意	意	見(概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
	0	次业	1																											
	2	資料 ■ ごみ		豊の	壮:	权																								20
		■この																												
		■世田																												
		■資源																												
		■容器											_				-													
		■プラ																												
		ー・ ■廃フ																												
				都廃	-				٠,															•	•	•	•	•		55
	I	■家庭	Ĕご,	み夜	間.	収1	集身	ミ験	報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
	I	■他者	市	での	夜	間」	汉	真の	状	況り	<u>ر</u>	つレ	17	·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	I	ごみ	トの	処理	経	費		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
	ı	■都内	可自:	治体	. • j	政	令指	定	都	市(<u>ر</u>	おり	ナる	家	庭	<u>_</u> "	み	有	料	'匕	かり	犬	况	•	•	•	•	•	•	66
	ı	■廃棄	医物	の洞	量	そ(の他	也そ	0	適」	E	なタ	几 理	E 13	_関	す	る:	施	策	の 権	総行	合同	的	カン	つ	計	画	的	な	•
		推進	色を	図る	た	め	の基	基本	的	な	方	針(平)	戓	1 ′	7 左	E 5	5 月	2	6	日		弱	頻	翟	()	•	•	•	68
		■関連	情	報イ	ン	タ・	ーネ	マッ	\vdash	ホー	<u> </u>	ムィ	°-	-シ	シア	ド	レ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	75

第1章 はじめに

1 現状とこれまでの取組み

世田谷区は、東京都からの事業移管により平成12年から清掃事業の実施主体となった。この間、一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源分別回収の全区展開をはじめ、区内事業所との協働による事業系資源のリサイクルシステムの構築、区内で回収した古紙を利用した再生紙製品の利用促進など、ものの流れの川上に重心をシフトし、環境負荷を最小限にとどめることを目指した取組みを進めてきた。また、高齢者等を対象とする訪問収集の実施、繁華街における早朝収集の拡大など、区民ニーズに応えた、様々な改善の取組みを進めてきた。

この結果、清掃事業の東京都から区への円滑な移管を実現するとともに、区が独自に進めてきた多様なリサイクル事業、普及啓発事業のより一層の充実、展開が図られている。ごみ減量の取組みの代表的な指標である区民 1 人あたりのごみ収集量でみると、清掃事業の区移管前(平成 1 1 年度)と比較して約 2 0 %の減量となり、2 3 区平均と比較しても約 5 %少ない量となっている。これに対し、リサイクル率は同期間に 6 . 3 %から 1 7 . 4 %となる成果をあげている(平成 1 7 年度実績)。

[資料編 p. 38~40 参照]

さらに、区は平成17年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定して向こう10か年の廃棄物施策の方向性を明らかにし、計画の指標として区民1人1日あたりのごみ排出量の15%減量(平成15年度比)を目標に、ごみの発生・排出抑制に取り組むこととしている。

●一般廃棄物処理基本計画の構成

基本理念(あるべき社会像) 環境に配慮した持続可能な社会

課題(主たる課題)

- ・意識と行動のギャップがある
- 適切な情報と社会 のしくみが十分に 備わっていない

基本方針

- 1 区民・事業者主体による取組みを推進する
- 2 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する
- 3 環境への負荷低減等の効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する
- 4 暮らしの多様性に応じた行動の選択肢を確保する

重点取組み

- 1 波及効果のある環境学習の展開
- 2 区民・事業者主体の資源等の回収
- 3 環境配慮サービスの創出

施策

- 1 環境学習の展開
- 2 不用物を発生させない
- 3 不用物をごみにしない
- 4 ごみを効率的・適正に処理する

取組みの推進

計画の指標区民1人 1日あたりの ごみ排出量

2 世田谷区を取り巻く社会経済情勢と課題

国においては、平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法をはじめ、排出者責任と拡大生産者責任^(注1)の考え方を基本とする環境・廃棄物関連の法制度の整備が行われてきた。これまで、廃棄物処理法や資源有効利用促進法、さらに容器包装、家電、建設、食品、自動車といった分野ごとのリサイクル法や、再生品等の利用・調達を推進するグリーン購入法が施行されるなど、法制度の整備は一段落しつつある。また、環境教育の推進に関する法律が定められ、環境に関する家庭や地域の理解や活動促進の取組みを国としても進めている。

今後は、容器包装リサイクル法の見直しに象徴される費用負担の公平性や事業の効果、効率性の観点からの各種法制度の評価・見直しとともに、拡大生産者責任に基づく具体的な取組みの定着が課題となる。また、環境問題への取組みにあたっては、NPOに代表される新たな主体や環境関連産業の充実など、民間活動の重要性や可能性がこれまで以上に高まりつつある。区の一般廃棄物処理基本計画の期間は、我が国の温室効果ガス排出削減の目標期間(注2)と重なることも踏まえ、地域における一層の取組みが求められている。

こうした中、平成17年5月、国は廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、一般廃棄物の発生量及び質に応じた処理方法や処理体制の選択、効率的な事業の実施、経済的インセンティブを活用した排出抑制・再生利用等の推進等の方向性を示したところである。[資料編p.68~74参照]

このような状況にあって、一般廃棄物処理基本計画の目標を確実に達成し、区民要望に応えていくためには、区民・事業者・区の適切な役割分担により、ごみ減量の促進につながり、一層効率的で効果的な事業運営を進めることが重要となっている。ごみ・資源の収集形態のあり方についても、こうした社会状況の変化や地域特性等を踏まえた検討を行ったうえで、今後、区としての取組みを進めることが必要である。

(注1) 拡大生産者責任:

生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみになった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方。経済協力開発機構(OECD)により提唱され、わが国では、「循環型社会形成推進基本法」に明記された。

(注2) 温室効果ガス排出削減の目標期間:

「京都議定書」に基づき、日本の温室効果ガス排出量を平成20年から24年の間(2008~12年)に6%削減(平成2年対比)する数値目標が定められている。

第2章 検討の視点

区は、一般廃棄物処理基本計画の基本理念として「環境に配慮した持続可能な社会」を掲げ、区民・事業者が主体となって環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となったものは循環させ、排出されるごみは適正に取り扱う社会の実現を目指すことを掲げている。

当審議会は、ごみ・資源の収集形態についてもこの基本理念の実現に寄与することを基調に検討すべきであると考え、主として以下の3つの視点から検討を進めた。

■ ごみの減量につながること

世田谷区を含む全国の自治体におけるごみ処理は、従前の適正処理を重視する方法から、資源の分別回収を重視する方法へと大きく転換が図られてきた。今後は、循環的利用の方策や、発生・排出抑制に向けた取組みが、より一層重要となる。一例として、これまでにも行われてきた簡易包装やレジ袋削減、生ごみ減量などごみの発生抑制や、地域団体や販売店による資源回収など排出抑制の取組みがより拡大・展開し、定着するかどうかという視点からの検討も重要である。

ごみ・資源の収集形態についても、資源の分別によるごみ減量だけではなく、ごみの発生そのものを減らし、総ごみ量(ごみ収集量+資源回収量)の減量に寄与することにより、処理経費の軽減につながるしくみとすることが必要である。

■ 区民の理解と協力が得られること

ごみや資源の問題は、日々の生活や事業活動に密接に関連したものであることから、事業の企画立案や実施にあたっては、区民の理解と協力が得られることが重要である。 区はこれまでも一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、策定の過程で区民との意見 交換会を開催するなど、区民の意見を聴く機会を設けてきたところである。また、計 画に掲げる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現には、区民・事業者が主体となった取組みを進め、環境学習の総合的展開を図ることが不可欠である。

こうしたことを踏まえ、ごみ減量につながるという視点に加え、世田谷の地域特性 に合った、区民の理解と協力が得られるような収集形態とすることが重要である。

■ 経費や負担が適切であること

ごみの減量や処理に伴うエネルギー消費や環境負荷の低減や最終処分量の減少など、効果と費用のバランスを勘案しながら、効果的な事業推進を図る必要がある。

また、拡大生産者責任の考え方に基づく容器包装リサイクル等に係る事業者の責任 範囲や自治体との役割分担の見直しなどの動向も見極め、区民のごみ減量努力や排出 量に応じた負担など、経済的手法のあり方についても検討する必要がある。

[資料編 p. 48、p. 66~67 参照]

第3章 今後のごみ・資源の収集形態について

1 収集形態に関する選択肢の提示と審議会の提言

区は、一般廃棄物処理基本計画[p.1参照]の基本方針として、区民・事業者主体の取組みを推進すること、拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進すること、環境への負荷低減等の効果と費用を勘案した効率的な事業を展開すること、暮らしの多様性に応じた行動の選択肢を確保することの4点を掲げている。また、基本方針に沿った重点取組みとして、波及効果のある環境学習の展開、区民・事業者主体の資源等の回収、環境配慮サービスの創出の3つを挙げている。ごみ・資源の収集形態は、重点取組みのいずれにも関連し、一般廃棄物処理基本計画の目標実現に向けて一定の役割を果たすものである。

こうした考え方に立ち、審議の過程において、第2章に示した3つの視点から、収集の場所、収集の時間帯、分別の区分、負担のあり方など幅広く検討を行った。一般廃棄物処理基本計画にも示されているように、今日、環境やごみ問題に対する区民・事業者の関心は高まっているが、関心の高さを具体的な行動に結びつけるために、ごみ減量の誘因となる行動の選択肢の存在が重要であるとの議論がなされた。

こうしたことを踏まえ、審議会における検討の中間まとめの段階で、収集の場所、 分別の区分、ごみ処理手数料の有料化を含む負担のあり方などに関して複数の選択肢 を提示し、現行の収集形態と比較したメリットやデメリットを明らかにした(平成 18年1月)。[資料編p.17~20参照]

この中間まとめに関して区民から意見を募集するとともに、区政モニターを対象にアンケート調査を行い(平成18年3月)[資料編p.21~32参照]、それらの結果を参考としてさらに検討・審議を行って、審議会の提言をとりまとめ、答申(原案)を作成した(平成18年9月)。[資料編p.33~34参照]

その後、この答申(原案)に関して区民から意見を募集(平成18年10月)し、それらの結果[資料編 p. 35~37 参照]を参考としてさらに検討・審議を行って、審議会の提言をとりまとめたものである。

2 収集の場所について

(1) 現状

現在、区では、可燃・不燃ごみの収集及び資源(古紙、缶、ガラスびん)の分別回収を、区内約50,000か所(約8.4世帯あたり1か所)の資源・ごみ集積所において行っている。集積所数は平成12年度においては区内約30,000か所(約13.0世帯あたり1か所)であったが、戸建住宅の集積所の分散化が進んでいる。

このほか、公共施設などの拠点や小売店の店頭に設けた回収ボックス等において、 集積所での分別回収品目以外の資源を区が回収している。

また、高齢や障害のため集積所へのごみ出しが困難な方を対象に、玄関先等でごみ・ 資源を収集し、異常が認められた場合は声かけや緊急連絡先への通報等を行う「安否 確認つき高齢者等訪問収集事業」を実施している。

これらの区による収集のほか、古紙や布類などのリサイクル活動団体を中心とする「集団回収」や、地域において面的にリサイクルに取り組む「地区回収」など、区民主体による資源回収が行われ、区も報奨金支給などの支援を行っている。

(2)区民意見と審議会の考え方

中間まとめに対する区民意見の件数では、戸建住宅での収集の戸別化を支持する意見が現行の集積所収集の継続を支持する意見を上回った。

一方、区政モニターアンケートでは、現行の集積所収集の継続を適当とする回答が 約7割を占めた。

審議会としては、これらを参考に、現行の集積所収集と収集の戸別化の双方についてメリット、デメリットを総合的に検討した。その結果、排出者の利便性や排出者マナーの向上という点からは、収集場所を戸別化することが有効であるが、収集に係る経費増や、集積所の共同使用を通じて培われてきた地域コミュニティの希薄化につながる懸念もあると考える。

(3)収集の場所に関する審議会の提言

審議会としては、現行の集積所での収集を基本とすべきものと考える。ただし、高齢化への対応を含め地域の実情により集積所を共同で使用することが難しい場合には、集積所の分散化など柔軟な対応を許容することを提言する。

3 分別の区分について

(1)現状

現在、区では、古紙(新聞、雑誌類、段ボール)、缶、ガラスびんを、資源・ごみ 集積所において分別回収している。このほか、公共施設などの拠点や小売店の店頭に 設けた回収ボックス等において、集積所での分別回収品目以外の資源(紙パック、ペットボトル、水銀含有乾電池、廃食用油)を回収している。

資源として排出できないものについては、生ごみ、紙くず、衣類等を「可燃ごみ」として、金属類、ガラス類、プラスチック類、ゴム、皮革類、陶磁器などを「不燃ごみ」として、資源・ごみ集積所において収集している。このほか、家具・寝具・電化製品等の大型のごみは、「粗大ごみ」として申込制で戸別収集している。

(2)区民意見と審議会の考え方

中間まとめに対する区民意見は、現行の拠点・店頭でのペットボトル回収の継続を 支持する意見、集積所でのペットボトルの分別回収を支持する意見、ペットボトルに 加え容器包装プラスチックの分別回収を支持する意見に大きく分かれる結果となっ た。

区政モニターアンケートでは、ペットボトルについて現行の拠点・店頭回収の継続が適当との回答が約半数を占めたのに対し、容器包装プラスチックについては、拠点・店頭回収を適当とする回答が最も多く、次いで、可燃ごみとして熱回収、集積所での分別回収をそれぞれ適当とする回答がほぼ同割合を占める状況であった。

審議会としては、これらの意見及びこれまでにとりまとめられたプラスチックの処理方法に関する基礎資料[資料編 p. 49~54 参照]を参考に、ごみの減量、区民の利便性、行政の負担、環境負荷等に関して、メリット、デメリットを総合的に検討した。その結果、循環型社会形成推進基本法の趣旨に則り、容器包装廃棄物の取扱いについては、第一に生産者である事業者による発生抑制が重要であると考える。それでもなお発生するものについては、区民・事業者のそれぞれが主体的に再生利用の取組みを進めることが重要であり、行政による分別回収を安易に拡大することは、回収に係る経費増や、排出者責任の空洞化につながる恐れがあると考える。

(3)分別の区分に関する審議会の提言

審議会としては、排出者責任と拡大生産者責任の観点を重視して、ペットボトル及び容器包装プラスチックについて、現行の拠点・店頭での回収を継続・拡充することを優先し、可能な限り資源として有効活用することを提言する。

4 負担のあり方について

(1)現状

現在、家庭から排出される可燃・不燃ごみ、資源は原則無料(ただし、多量や臨時排出のごみの手数料は有料)で区が収集し、家庭から排出される粗大ごみについては、品目ごとに手数料を徴収している。

*事業系の可燃・不燃ごみ、資源については、事業者の自己処理が原則となっており、事業者が23区のごみ処理施設に直接持ち込む場合は重量に応じた手数料(1kgあたり12.5円)を徴収している。また、平均日量50kg未満の場合、区が手数料(1kgあたり28.5円)を徴収した上で収集することもできることとなっている。

(2)区民意見と審議会の考え方

中間まとめに対する区民意見の件数では、何らかの条件を付すことも含めて可燃・不燃ごみ収集の有料化を支持する意見が多数を占め、現行の可燃・不燃ごみ収集の原則無料の継続を支持する意見は少なかった。また、資源回収の有料化については、手数料をごみより低額に設定した場合においても支持する意見はわずかであった。

一方、区政モニターアンケートでは、有料化が必要またはやむをえないとする回答 を、反対またはあまり賛成できないという回答が若干上回る状況であった。

審議会としては、これらを参考に、ごみの減量、区民の利便性、行政の負担、環境 負荷等に関して、メリット、デメリットを総合的に検討した。その結果、現在、家庭 ごみの処理経費は基本的に行政の一般財源により賄われていること、また、粗大ごみ や事業系ごみの処理について手数料を徴収しているが、実際の処理経費とは乖離があ ることを踏まえ、行政がこうした実情を明らかにし、可能な限り経費削減を図った上 で、家庭ごみも含めたごみの処理に適正な負担を求めることは、自分が出したごみに それぞれが責任を持ち、減量努力を促進することにつながるものと考える。

(3)負担のあり方に関する審議会の提言

審議会としては、家庭ごみの有料化はごみの減量や環境負荷の低減に有効な手法である一方、多くの区民には新たな負担となることから、まず、区民への分かりやすい説明が重要であり、その上で、有料化による収入をごみ減量施策に活用するなど区民の目に見える形で還元することが大切であると考える。

検討にあたっては、ごみ減量に向けた意識醸成や行動促進の重要性を踏まえ、区民の意見を十分聴くとともに、23区全体との連携を図りながら、処理原価や負担能力に応じたきめ細かな手数料の設定に留意するなど、幅広い視点から検討を進めることを提言する。

5 いずれの手法を導入する場合も共通して留意すべき事項

(1)地域コミュニティにおける取組みについて

環境に配慮した持続可能な社会を創出するためには、一般廃棄物処理基本計画にも示されているように、区民・事業者が主体的にごみを減らす暮らしや事業活動を実践することが重要である。ごみや資源の収集形態見直しにあたっては、地域コミュニティの中でのごみやリサイクルのあり方の観点から、例えば小学生による家庭でのごみ分別・ごみ出しや、中学生による地域でのボランティア活動など、様々な体験を通じて環境の大切さや高齢化への対応など地域との関わりを学ぶ機会をつくるとともに、区民が主体となった資源回収等のしくみを構築する必要がある。

区は、従前の集団回収の支援の仕組みに加え、町会・自治会や集合住宅の管理組合など地域における区民主体の取組みを支援する「地区回収」による資源回収を、平成18年から開始した。今後もごみを出す区民の目線に立ち、ごみ減量の大切さなどに関する普及啓発を進めるとともに、一般廃棄物処理基本計画に掲げた方向性に沿って、区民が行う資源回収の支援を行うなど、区民の取組みを促進していく必要がある。

(2)拡大生産者責任の考え方について

OECDが提唱した拡大生産者責任の考え方は、廃棄物処理に要する費用又は責任の全部又は一部を、地方自治体及び一般の納税者から生産者に移転することが眼目である。

廃棄物処理法に基づき家庭ごみの収集・運搬や適正処理に関する責任を有する主体は 区であるが、拡大生産者責任の考え方に基づき、ものの流れの川上に位置する製造・流 通部門も視野に入れ、生産(製造・流通事業者)、消費の両面からごみを出さないことを 目指した取組みを進めることが重要である。このことから、容器包装廃棄物の発生抑制・ 再使用等の更なる推進を図るためには、レジ袋の不使用、包装の簡素化、事業者による 資源回収など事業者が主体的に行っている取組みに対し、区民及び行政も協力すること が重要であると考える。

審議会としては、事業者の主体的な取組みの促進に向け、区としても推奨すべき事例を紹介するなどの取組みを進めることを提言する。また、循環型社会形成推進基本法の目指すところに従い、拡大生産者責任の徹底や容器包装リサイクル法に代表される関連法の見直しなど、一層の発生・排出抑制に向けたしくみづくりについて、都や他自治体等との協力により国や事業者に対する提言や要請を行っていく必要がある。

[資料編 p. 48 参照]

(3)プラスチックの取扱いについて

プラスチックの取扱いについては、循環型社会形成推進基本法の趣旨に則り、発生・排出抑制の取組みが重要である。一方、現実に出されるプラスチックの処理方法としては、埋立処分場の延命化の必要性や、清掃工場におけるダイオキシン類対策の進展などを考慮し、焼却処理を行い、熱回収することも一つの選択肢であると考える。現在23区では、プラスチックを不燃ごみとして収集し、多くは埋め立てているが、処分場の延命及び資源の有効利用の観点から、発生抑制、再使用、再生利用を図ったう

えで、なお残るプラスチックの分別区分を不燃ごみから可燃ごみに変更し、熱回収を行う23区方針が示された。これに関連して、今後23区で行われる実証試験などを通じて明らかにされる安全面や環境面への影響等について、区民への十分な説明責任と情報公開を担保したうえで、区民に対しても分別マナーが十分に徹底されるような施策を講ずるとともに、本格実施となった場合も同様の対応をとることを提言する。

(4)収集の頻度について

収集場所の設置密度は、収集の回数(頻度)や収集する品目の量と密接な関係がある。例えば、特定の地域内で一定の台数の車両により収集する場合、収集場所を減らせば収集回数を増やすことが可能になり、収集場所を増やせば収集回数は減らさなければならないことになる。

今回、収集場所についての選択肢を提案するにあたっては、その内容がより分かり やすくなるよう、収集頻度を一定とすることを前提としてメリット、デメリットを示 すこととした。その結果、区政モニターアンケートでは、現行の収集回数を適当とす る意見が多数を占めた。審議会としては、他自治体の事例も参考に、分別区分の変更 に伴うごみ・資源の排出量に応じた収集回数を設定することを提言する。

[資料編 p. 46~47 参照]

また、収集場所の設置密度や収集の頻度、収集する品目にもよるが、区民が直接持ち込むことができるような拠点の整備についても検討する必要がある。

(5)収集の時間について

収集の時間に関しては、それ自体が直接ごみ減量につながるとは考えにくいことから、自分の出したごみにそれぞれが責任を持てるようなしくみづくりの中で、早朝・日中・夜間など収集する時間帯のあり方と、収集時間の定時化(定時収集)の両面からの検討が必要である。

収集する時間帯については、住宅地における夜間収集は、平成16年度に区内で行った実験では、ごみの分別の不徹底など課題もあるものの、ごみの散乱防止やまちの美観確保に効果があるとの結果であった。一方、区政モニターアンケートでは現行の(日中の)収集を適当とする意見が多数を占めた。これに対し、事業系ごみの夜間収集は、区内の商店街で排出事業者と許可業者との契約(戸別・専用袋方式)により概ね順調に行われている実績があり、まちの美観確保や防犯面の効果も含め一定の評価が得られている。こうした状況を踏まえ、夜間収集については、商店街など繁華街地区を中心とする取組みを今後促進する方向が望ましいと考える。

また、定時収集については、ごみの排出から収集までの時間が短縮され、まちの美観確保や区民サービス向上が期待されるメリットに対し、完全な定時化は収集効率面の影響を生ずるデメリットがあり、区政モニターアンケートでは定時化を求める意見が一定割合出されている状況にあることを勘案し、可能な限り収集時間の安定化を目指すことを基本に、他の検討項目と併せて検討することが必要と考える。

このことから、審議会としては、可能な限りの定時化を図りながら、上に述べた地域でのごみの排出形態の実情に合わせた収集の時間帯とすることを提言する。

[資料編 p. 58~63 参照]

第4章 今後の進め方について

区においては、当審議会の答申を踏まえた収集形態改善の取組みを進めるに際して、 以下の点について特に留意されるよう要望する。

■ 区民への情報提供と環境学習の推進

「環境に配慮した持続可能な社会」という一般廃棄物処理基本計画の基本理念の実現に向け、区民・事業者が暮らしや事業活動を見直す契機となるよう、ごみ減量の重要性や収集形態改善の効果などのPRを、より区民の目に触れやすいように工夫して行うことや、区の清掃・リサイクル事業に関する情報の効果的な提供・公開により、これまで以上に説明責任を果たすことを要望する。

また、一般廃棄物処理基本計画の重点取組みに掲げられているように、環境に関する学習は、ごみの発生・排出抑制につながる行動の基本となるものである。波及効果のある環境学習の展開に向け、平成18年3月に策定された「世田谷区環境学習・行動推進方針」に基づき、このたびとりまとめられた「環境学習プログラム」を活用するなど、さらなる取組みを進めることを要望する。

■ 一般廃棄物処理基本計画の目標の確実な実現

一般廃棄物処理基本計画における数値目標である「区民1人1日あたりのごみ排出量の10年間で15%減量」の実現をより確実なものにするためには、様々な取組みについて、期待される減量効果を可能な限り定量的に推計し、将来目標の達成スケジュールや道筋を明らかにすることが重要である。

ここに、当審議会の前回の答申においてとりまとめた目標設定の考え方とともに、 これまでの実績数値及び今回の当審議会の答申を踏まえて目指すべき方向性を示し、 さらなる取組みの推進に資することを期待するものである。

●目標設定の枠組みと、世田谷区におけるものの流れ

一般廃棄物処理基本計画における目標設定の考え方を示した図とともに、今回の 答申を踏まえて目指すべき方向性を示す(右図網掛け部分)。

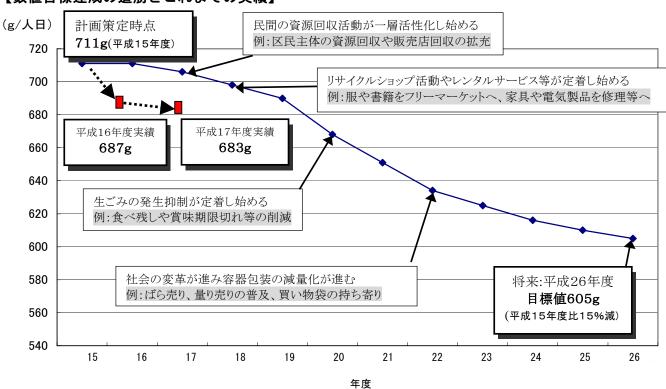
●数値目標達成の道筋とこれまでの実績

一般廃棄物処理基本計画における数値目標達成の道筋を示した図とともに、計画 策定からこれまでの実績と、今回の答申を踏まえて区民や事業者の取組みの例を示 す(右図網掛け部分)。

【一般廃棄物処理基本計画において 【今回の答申 (原案) 示した目標設定の考え方】 において目指す方向性】 購入 フリーマーケット リペア等 資源回収 資源の 区民生活 (民間) 有効活用 事業活動 民間回収への 資源回収 移行を促進 (行政) 15%減量 排出 さらなる 605g/人/日 711g/人/日 減量の促進 (平成26年度) (平成15年度) 中間処理 選別回収

【数値目標達成の道筋とこれまでの実績】

埋立



*区民1人1日あたりのごみ排出量の数値(平成15年度711g、平成17年度実績683g、平成26年度目標値605g)には、清掃工場に持ち込まれる事業系ごみを含まない。